

○笠岡市空き地バンク制度事務取扱要領

令和3年9月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、笠岡市における空き地の情報収集及び情報発信を行い、空き地の有効活用を図ることにより、市内への定住化を促進し、市の活性化を図り、もって市民生活の安定及び向上に資するものとする。

(定義)

第2条 この要領における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 笠岡市空き地バンク制度 市内に存在する空き地（以下「物件」という。）を所有し、その物件の提供を希望する者等（以下「提供希望者」という。）に関する情報の登録及びこの制度を利用し、笠岡市への定住等を目的として物件の購入を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する情報の登録を通じ、提供希望者及び利用希望者に対し必要な情報を提供する制度をいう。

(2) 空き地 市内に存在し、個人が所有し、個人又は法人が居住を目的とした建築物又は定住の促進に寄与する施設（店舗及び飲食店等）を建築することができ、現に使用していない（近日中に使用しなくなる予定のものを含む。）土地をいう。

(3) 所有者等 物件に係る所有権又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(運用上の注意)

第3条 この要領の規定は、空き地バンク制度以外による物件の取引を規制するものではない。

(物件の登録)

第4条 空き地バンク制度へ物件を登録しようとする提供希望者は、笠岡市空き地バンク制度物件登録申込書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録の申込みがあったときは、その内容を確認し適切であると認めるときは、物件希望者登録台帳に登録するものとする。ただし、当該物件が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 居住を目的とした建築物を建築することができないもの

(2) 相続や境界の問題等により、売買契約ができないもの

(3) 笠岡市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等（以下「暴力団関係者」という。）が所有す

るもの

(4) その他市長が適当でないとするもの

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該提供希望者に対して、笠岡市空き地バンク制度物件登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の登録をしていない物件で、空き地バンク制度によることが適当であると認められるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧奨することができる。

（物件に係る登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた提供希望者（以下「物件提供者」という。）は当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（物件登録の抹消）

第6条 市長は、当該物件に係る所有権その他の権利に異動の届出があったとき、又は物件提供者から物件登録台帳からの登録抹消の届出があったときは、当該物件のデータを抹消するとともに、その旨を当該物件提供者に通知するものとする。

（利用希望者の要件）

第7条 利用希望者は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 定住等を目的として物件を利用し、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 暴力団関係者でない者
- (3) その他市長が適当と認めた者

（利用希望者の登録）

第8条 利用希望者は、笠岡市空き地バンク制度利用希望登録申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）に身分を証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録の申込みがあった場合において、前条の要件を満たすものとするときは、物件利用登録台帳（以下「利用登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は前項の規定により登録したときは、その旨を当該利用希望者に対して、笠岡市空き地バンク制度利用希望登録通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（利用登録台帳に係る登録事項の変更）

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録抹消）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録台帳から当該情報を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が第7条各号に定める規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 情報を利用し物件を得ることが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第11条 市長は、必要に応じて利用登録者に対して、物件登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて物件登録台帳へ登録された情報（物件提供者の個人情報を除く物件情報に限る。）をインターネット等を通じて広く提供するものとする。
- 3 市長は、物件提供者及び利用登録者が行う、物件に関する交渉、売買契約については、直接これに関与しない。
- 4 契約等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(経過報告)

第12条 利用登録者は、空き地バンク制度を利用して得た情報を基に、物件提供者と交渉を開始し、又は終了したときには、速やかに市長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市長は、個人情報の保護の重要性を認識し、空き地バンク制度の運用に当たっては、個人の権利利益の保護に努めなければならない。

- 2 市長は、空き地バンク制度の運用に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は他の目的に使用してはならない。
- 3 市長は、空き地バンク制度の運用に関して個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

笠岡市空き地バンク制度物件登録申込書

年 月 日

笠岡市長 殿

受付番号（ ）

空き地登録申込者	住 所 〒
	ふりがな 氏 名 (本人自書)
	電話番号 () -
	携帯電話 - -
	E-mail
申込者の権利関係	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他 ()
空き地の所在地	笠岡市
空き地の概要	現況地目： 登記地目： 面 積： m ²
売買希望額	万円
設 備 等	
接 続 道 路	
その他特記事項	価格の公開： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 宅建業者への情報提供： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 心理的瑕疵： <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 その他条件： ()
空き地バンクを を何で知りましたか	<input type="checkbox"/> 笠岡市ホームページ <input type="checkbox"/> 全国版空き家・空き地バンク <input type="checkbox"/> 広報かさおか <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> 知人に聞いて <input type="checkbox"/> その他 ()

誓約書兼同意書

笠岡市長 殿

私は、「笠岡市空き地バンク制度」へ物件情報を提供するにあたり、制度の趣旨を理解したうえで、次のとおり誓約し、同意します。

【誓約事項】

- 1 物件登録申込書の記載事項に偽りはなく、要綱を遵守するとともに、空き地に関する交渉及び契約に関する事項において、当事者間で誠意を持って行います。
- 2 笠岡市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 「笠岡市空き地バンク制度」を通じて得た個人情報を、利用目的以外の目的に利用しません。
- 4 「笠岡市空き地バンク制度」の登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ます。

【同意事項】

- 1 担当職員が登録物件及びその所有者等の確認を行うため、課税資料を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
- 2 担当職員及び媒介業者が、登録物件の詳細調査（立ち入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査すべて）を行うこと。
- 3 物件登録申込書の記載事項について、「笠岡市空き地バンク制度」を通じて開示すること。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____（本人自書）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

笠岡市長
（ 公 印 省 略 ）

笠岡市空き地バンク制度物件登録通知書

年 月 日付けで申請のありました笠岡市空き地バンク制度については、
下記のとおり物件登録しましたので、笠岡市空き地バンク制度事務取扱要領第4条第3項
により通知します。

記

- | | |
|----------|-----|
| 1 申請者 | 住所 |
| | 氏名 |
| 2 物件の所在地 | 笠岡市 |
| 3 物件登録番号 | |

笠岡市空き地バンク制度利用希望登録申込書

年 月 日

笠岡市長 殿

〒 _____

住 所 _____

ふりがな _____ (本人自書)

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平 年 月 日(才)

電話番号 _____

E-mail _____

次のとおり空き地バンクの利用登録をしたいので、誓約書を添えて申し込みます。

利用の目的				
家族の状況	氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は学年
		本人		
売買希望価格	万円			
その他の希望条件				
空き地バンクを 何で知りましたか	<input type="checkbox"/> 笠岡市ホームページ <input type="checkbox"/> 全国版・空き地バンク <input type="checkbox"/> 広報かさおか <input type="checkbox"/> 書籍 () <input type="checkbox"/> 知人に聞いて <input type="checkbox"/> その他 ()			
備 考				

※申込者の身分を証明する書類の写しを添付すること。

誓 約 書

笠岡市長 殿

私は、「笠岡市空き地バンク制度」の利用希望登録にあたり、制度の趣旨を理解したうえで、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 利用希望登録申込書に記載した事項に偽りはなく、要綱を遵守するとともに、空き地に関する交渉及び契約に関する事項において、当事者間で誠意を持って行います。
- 2 笠岡市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 「笠岡市空き地バンク制度」を通じて得た個人情報を、利用目的以外の目的に利用しません。
- 4 空き地を利用することとなったときは、地域との協調連携に努め、地域の取り決めを守ります。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____（本人自書）

年 月 日

様

笠岡市長
（公印省略）

笠岡市空き地バンク制度利用希望登録通知書

年 月 日付けで申請のありました笠岡市空き地バンク制度については、下記のとおり利用希望登録しましたので、笠岡市空き地バンク制度事務取扱要領第8条第3項により通知します。

記

1 申請者 住所
氏名